

< R 5 年度 集団指導資料 >

介護保険課

認定担当

【要介護・要支援認定申請代行時】

申請書の内容に不備がないか確認をお願いします。

新規申請か更新申請か、変更申請かわかるようにしてください。

- ・新規・更新申請書と変更申請書の用紙は異なります。
- ・提出代行業者が介護保険課窓口で提出する場合は、申請代行者一覧を添付してください。

一度に提出する件数は、代行者一覧の通り、8件までとするようご協力ください。
代行申請の申請分に必ず をつけてください。

特に更新期間中の区変には注意してください。

- ・変更申請の場合は、変更理由を必ず記入してください。
- ・申請書の提出代行業者欄のが未記入のまま提出されているものが散見されます。
必ず記入してください。

ホームページ上に新しい申請書を掲載していますので、ご利用ください。

主治医意見書作成のため、病院への受診を促してください。

主治医意見書作成遅延により、結果が遅延することが多いです。

最近受診していない方も多くいます。受診を促してください。

また、受診時、介護保険の申請をしたこと、主治医意見書が市から送られてくることを医師に伝えていただくとスムーズかと思えます。

更新申請の申請時期の平準化に御協力ください。

月初めに申請数が集中して、300件から400件の申請があります。

分散して申請していただくと助かります。

特に、コロナ延長の申請は、月の中旬以降にしてもらえると助かります。

【ケアプラン作成時】

自立支援・重症化防止の視点

アセスメント等から利用者のニーズを導き出し、利用者が真に必要としているサービスは何か、自立支援・重症化防止の視点でケアマネジメントを行ってください。

川越市作成「ケアマネジメント実施の要点」の活用

川越市では「ケアマネジメント実施の要点」(ケア倶楽部内に掲載)を作成しています。ぜひご活用ください。